

エレクトロニクスモジュールの貸出原則

1. 原則として**管理区域1の地下2階、中地下2階以外で使用**するときモジュール**貸出記録に記入**のこと。**無断持ちだし厳禁!**
2. **棟外で借用**するとき、**長期（1ヶ月以上）にわたって使用する**ときはAECまで**連絡**をすること。
3. **使用後は、必ず返却**のこと。
4. **マシンタイムの実験を優先**するので貸出中のものを一時返却してもらうこともある
5. **返却予定日を過ぎる場合**には、**再度、貸出記録に記入**のこと。
6. ここの回路は、**共用のものであって、個人のものでない**。
7. 回路に**故障・不具合等**が発生したら、そのまま返却しないで故障モジュール置き場（実験準備室1）に**故障モジュール報告カード**を書いてモジュールに貼付け返却すること。
8. 回路の取扱い説明書をかりた場合は、必ず返却すること。

連絡先 AEC実験サポートG （内6653）
共同利用研究世話人

平成29年9月1日